

5月は固定資産税 都市計画税

第1期分の納期です。5月31日までに納付願います。

※特別土地保有税の保有分の申告も5月31日までです。ご注意ください。

広報あんな

昭和51年 5月5日 第366号

発行所 芦屋市精道町7-6 芦屋市役所 発行人 芦屋市長 編集 公聴広報課 印刷所 神戸オール出版印刷 毎月1回5日発行 全世帯配布 昭和29年1月25日第3種郵便物認可 (定価2円)

芦屋市の人口と面積

—4月1日推計人口—

人口総数	75,390	世帯数	23,255
男	36,346	面積	16.07km ²
女	39,044		

使用料・手数料など

五月一日から新料金に

前号の主要施策中にも説明していますが「行財政再建」の一環として、印かん登録証明などの各種手数料や芦屋市民会館などの公共施設の使用料を改定、今年五月一日から新料金となりました。これらの手数料、使用料の大半はここ数年据置していたもので、中には二十年以上据置いたままのものもあり、この際全面的に改定したものです。なお、今回掲載したものは、特に市民生活に関係深いものです。

住民票写しなどの証明書

住民票、謄抄本の写し、印かん登録証明、土地、家屋の評価証明など各種証明の手数料は、一件につき五百円(旧五十円)となりました。
火葬場使用料
 ▼寝棺：二千円(旧千三百円)
 ▼死産児：五百円(旧三百円)
 ▼死産児：五百円(旧三百円)
 なお、寝棺、死産児の場合とも市外の人が使用するとき倍額
不要物の引取手数料
 不要になった愛かん動物の引取りは、市衛生総務課で受け付けていますが、その手数料が一頭(一羽)について二千円(旧一千円)になりました。
廃棄物処理手数料
 ▼廃棄物を特別に市が収集処分

授業料や保育料

市民センター各施設の使用料も

市立高校授業料は、二、三年については年間一万四千四百円(旧七千二百円)、新一年生についてはのみ年間二万六千六百円としました。市立幼稚園の保育料は、年額二万四千円(旧九千六百円)になりました。
市民センター(市民会館)・①表
 ついては年間一万四千四百円(旧七千二百円)、新一年生についてはのみ年間二万六千六百円としました。市立幼稚園の保育料は、年額二万四千円(旧九千六百円)になりました。
市民センター(市民会館)・①表
 ついては年間一万四千四百円(旧七千二百円)、新一年生についてはのみ年間二万六千六百円としました。市立幼稚園の保育料は、年額二万四千円(旧九千六百円)になりました。

①表 市民センターの使用料金表

番	室名	収容人員 および広さ	空調管理料 (1回ごと)	基本使用料金		
				午前 午前9時 正午	午後 午後1時 午後5時	夜間 午後6時 午後9時
1	大ホール	平日 700人 (900)	9,000円	14,000円	20,000円	25,000円
2	小ホール	平日 150	2,400	3,000	4,000	5,000
3	大楽屋	30	750	700	1,000	1,200
4	中楽屋	20	600	500	650	800
5	下手楽屋	15	300	350	500	600
6	小楽屋	10	300	300	400	500
7	上手楽屋	15	300	350	500	600
8	101室	15	150	400	500	600
9	102室	10	150	250	350	400
10	103室	25	300	600	800	1,000
11	104室	25	300	600	800	1,000
12	105室	40 (60)	750	1,500	2,000	2,200
13	201室	60 (160)	1,500	2,000	2,600	3,200
14	202室	20	300	500	650	800
15	203A和室	20	300	500	650	800
16	203B和室	15	300	500	650	800
17	301室	100 (200)	2,000	2,400	3,200	4,000
18	302室	25	300	600	800	1,000
19	染色室	16	450	600	800	1,000
20	料理室	33	600	1,500	2,000	2,500
21	2階展示ロビー	190m ²	1,500	2,500	3,000	3,000
22	3階展示ロビー	194m ²	1,500	2,500	3,000	3,000

国保会計も改善へ

保険料にスライド制実施

国民健康保険会計は毎年赤字が続き、昭和五十年年度決算で約一億三千万円の累積赤字が見込まれます。むろん市では、国庫補助や一般会計の繰入金の増額をおこないましたが、まだどうい足りません。そこで条例の改正が行われ、保険料でまかなう割合(市から医療機関へ支払う金額の三十九%)を固定して、医療費にスライドさせ、単年度での赤字を出さない運営を計ることになりました。七月初めには新料金率での納額通知書をお送りしますので、自主納付にご協力ください。

外国人の国保加入

外国人の方々の国民健康保険加入について、本市では、昭和五十年四月一日から加入していたことになりました。取扱いには日本人の被保険者と何ら変わりはありませんが、芦屋市の外国人登録原簿に記載されていることが必要です。お問合せは、市役所保険年金課係係：電話②二二二、内線三四二・三四一へどうぞ。

市機構の一部改正

市役所の組織の一部が四月一日から変わっています。骨子は、市民部と福祉事務所を統合して「市民福祉部」に、住宅改良事業部を「住宅改良事業所」として建設部に吸収するなど、行政内容を低下させないで従来の九部三十四課を七部三十一課に縮小したものです。したがって、緑化の総括や防災関係は企画調整課へ、交通安全の総括と交通安全共済は公聴広報課へ、公害関係は衛生総務課へ、機動班は公園緑地課へ移管するなど事務の窓口が一部変わりました。

②表 地区集会所の使用料金表

施設名	室名	広さ	収容人員	使用料金			
				朝 午前9時 正午	昼 午後1時 午後5時	夜 午後6時 午後10時	深夜 午後11時 翌日午前8時
打出集会所	和室(A)	6畳	12人	250円	300円	350円	—円
	和室(B)	6畳	12	250	300	350	—
	和室(A)(B)併用	12畳	24	500	600	700	—
	洋室(A)	32m ²	20	400	500	600	—
	洋室(B)	45m ²	30	500	600	700	—
	洋室(A)(B)併用	77m ²	50	900	1,100	1,300	—
	和室(C)	10畳	20	400	500	600	1,300
	和室(D)	12畳	24	500	600	700	1,300
	和室(C)(D)併用	22畳	44	900	1,100	1,300	2,600
	翠ヶ丘集会所	和室(A)	6畳	12	250	300	350
和室(B)		8畳	15	300	400	500	—
和室(A)(B)併用		14畳	27	550	700	850	—
洋室		67m ²	40	800	1,000	1,200	—
竹園集会所	和室(A)	8畳	15	300	400	500	—
	和室(B)	8畳	15	300	400	500	—
	和室(A)(B)併用	16畳	30	600	800	1,000	—
洋室	67m ²	40	800	1,000	1,200	—	

③表 体育館・青少年センターの使用料金表

区分	使用料金		
	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで ただし、競技場 の使用時間は、 正午～午後3時 午後3時～6時	夜間 午後6時から 午後9時まで
競技場	6,500円	各使用時間区分に 各6,500円	13,000円
剣道場	1,100	1,600	2,600
柔道場	1,100	1,600	2,600
弓道場	1,700	2,600	3,900
トレーニング室	600	800	1,200
大会議室	1,300	1,700	2,100
団体会議室	400	600	700
第1研修室	800	1,100	1,300
第2研修室	800	1,100	1,300
第3研修室(和室)	600	800	1,100
音楽室	1,100	1,300	1,600
料理室	1,100	1,300	1,600

④表 病室使用加算額など

区分	市内に住所を有する者
特別室	17,000円
個室A	3,900円
個室B	800円
2人室A	1,100円
2人室B	500円
2人室C	200円
総室A	なし
総室B	なし
分娩介助料	病院の診療時間内に出生した場合は、1子につき30,000円 病院の診療時間外に出生した場合は、健康保険法に定める時間外加算を加えた額
ただし、2人室を1人で使用したときの料金は上表に掲げる額の4倍の額とする。	

市立病院の使用料も市立芦屋病院の病室使用加算額
 およびべん介助料は、④表のとおりです。

人権相談室を開設

5月1日～7日は憲法週間です。本市では、特設人権相談室を次のとおり開設しますので、人権問題でお困りのかたはご来談ください。相談内容は秘密厳守
 ▶とき 5月11日(火) 午前10時～午後3時
 ▶ところ 市役所分庁舎3階大会議室
 【相談員】神戸人権擁護協議会芦屋地区人権擁護委員(武田正信氏・川井千鶴子氏・石田年弘氏・白神宥氏・山村豊成氏) / 神戸地方法務局人権擁護課

芦屋市役所③12121

平日9:00～17:00
土曜9:00～12:00

市民センター ③4995
 ③4996
 図書館 ②5978
 体育館 ③8228
 市立芦屋病院 ③2156
 ごみ焼却場 ②2155

ダイヤルあんな

市政電話サービス

市政ニュース ③4894

(みなさまへのお知らせです) いつでもおききください

留守番でんわ ③4444

(夜間・日曜・祝日などご利用ください) お急ぎのときはいつでも③2121へ



市税条例の一部改正

市民税・固定資産税などはこのようになります

地方税法の一部改正に伴い、本市の市税条例も次のように改められました。

市民税

- 1. 均等割の引き上げ
- (1) 個人の均等割

年額 税目	改正	現行
市民税	1,200円	400円
県民税	300円	100円

なお、均等割のみの納税者のうち所得金額が一定基準以下の人には、負担の軽減をはかることになりました。

- (2) 法人の均等割
芦屋市に事務所等のある法人等の均等割は、次表のように制限税率まで引き上げます。

区分	改正 (年額)	現行 (年額)
資本の金額または出資金額が1億円を超える法人および保険業法に規定する相互会社で、市内の事務所等の従業者数が100人を超えるもの	4万円	7千円
資本の金額または出資金額が1億円を超える法人および保険業法に規定する相互会社で、市内の事務所等の従業者数が100人以下のものならびに資本の金額または出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人	2万円	
資本の金額または出資金額が1千万円以下である法人等	1万2千円	4千円

- 2. 非課税限度額の引き上げ
本人が、未成年者(昭和31年1月3日以後生)・老年者(明治44年1月2日以前生)・寡婦または障害者の場合前年の所得の金額が70万円(給与所得の場合、収入金額で120万円)以下であればかかります。

- 3. 白色専従者控除の引き上げ
白色申告者の事業専従者控除限度額を30万円から40万円に引き上げます。

- 4. 老年者の要件である所得限度額の引き上げ
老年者控除の対象となる老年者の要件は、年令65歳以上で、前年の合計所得金額が1000万円(現行500万円)以下となりました。

軽自動車税

軽自動車税の税率が次の表のように引き上げられました

種別	排気量	税率	
		改正	現行
原動機付自転車	第1種 50cc以下	650円	500円
	第2種 90cc以下	1,000円	800円
軽自動車	2輪	250cc以下	2,000円
		3輪	2,600円
	4輪の貨物	営業用	2,900円
		自家用	3,300円
	4輪の乗用	営業用	5,200円
		自家用	5,900円
小型特殊自動車	農耕用	1,300円	
	その他	3,900円	
2輪の小型自動車	250cc超	3,300円	2,500円

また、所有権留付の軽自動車は、従来売主および買主の共有物とみなされていましたが、買主を所有者とみなして課税されることになりました。

5. 医療費控除の基準の改正

医療費控除は、医療費が前年の総所得金額等の100分の5に相当する金額か5万円(現行10万円)のいずれか低い額をこえる場合にみとめられ、200万円(現行100万円)まで控除できるようになりました。

6. その他

特定市街化区域農地の譲渡に係る長期譲渡所得について、特例措置が設けられることになりました。

固定資産税・都市計画税

昭和51年度における土地の評価替えにともない、土地に係る固定資産税および都市計画税について、負担の調整および課税の適正化をはかるため、次のように新たな措置を講ずることになりました。

1. 固定資産税

- (1) 宅地等(農地以外の土地)
宅地等の課税標準額は、次のうち、どちらか小さい額となります。
① 前年度の固定資産税の課税標準額×負担調整率
② 価格または住宅用地に対する課税標準の特例額
※ 負担調整率

上昇率	負担調整率
1.3倍以下のもの	1.1
1.3倍を超え1.7倍以下のもの	1.2
1.7倍を超えるもの	1.3

※ 上昇率

上昇率は、51年度価格または特例額と50年度課税標準額との割合をいいます。

- ア 小規模住宅用地…… $\frac{\text{価格}(51) \times \frac{1}{2}}{\text{課税標準額}(50)}$
- イ 一般住宅用地…… $\frac{\text{価格}(51) \times \frac{1}{2}}{\text{価格}(50) \times \frac{1}{2}}$
- ウ 個人非住宅用地…… $\frac{\text{価格}(51)}{\text{課税標準額}(50)}$
- エ 法人非住宅用地…… $\frac{\text{価格}(51)}{\text{価格}(50)}$

(2) 農地

- ① 市街化区域農地のうち、A農地およびB農地の課税標準額は、昭和51年度価格の2分の1の額に次表の率を乗じて求めます。

年度	区分	A農地	B農地
昭和51年度		0.7	0.4
" 52 "		1.0	0.7
" 53 "		1.0	1.0

- ② その他の市街化区域農地および一般農地の課税標準額は次の方法により求めます。

前年度の固定資産税の課税標準額×負担調整率
ア 負担調整率

上昇率	負担調整率
1.3倍以下のもの	1.1
1.3倍を超えるもの	1.2

イ 上昇率
 $\frac{\text{価格}(51)}{\text{課税標準額}(50)}$ ……(38年度価格)

2. 都市計画税

- (1) 宅地等(農地以外の土地)
宅地等の課税標準額は、固定資産税の場合と同じ方法により求めます。ただし、上昇率は、昭和51年度価格と昭和50年度課税標準額(50年度価格)との割合になります。
- (2) 農地
① 市街化区域農地のうちA農地およびB農地の課税標準額は、昭和51年度価格に固定資産税の場合と同じ率を乗じて求めます。
② その他の市街化区域農地および一般農地の課税標準額は、固定資産税の場合と同じ方法により求めます。

ガス税

ガス税の税率が昭和52年1月1日から2%(現行3%)に引き下げられることになりました。

全市で71%が水洗化

まだのお宅は早急に

現在、芦屋市では、家や町を清潔にし、川や海の汚染をなくし、快適な生活ができるように、下水道の整備をすすめています。

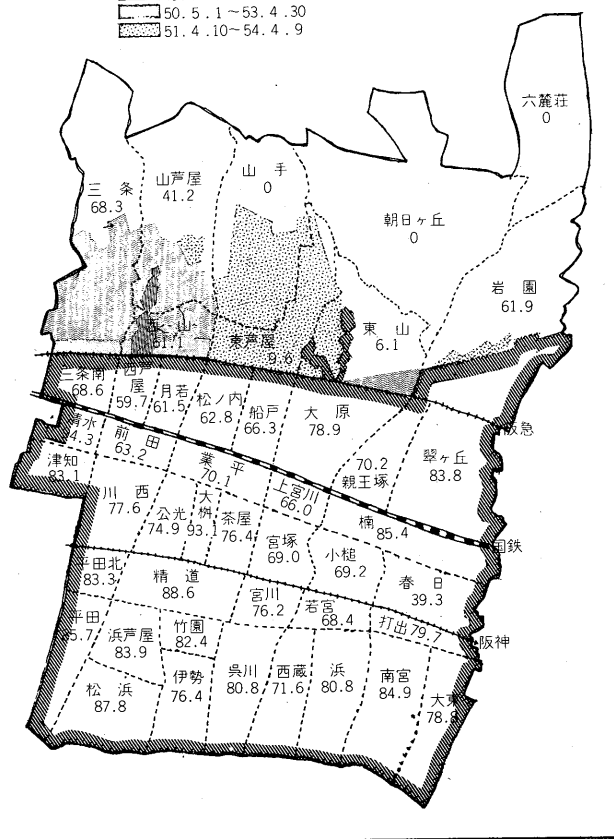
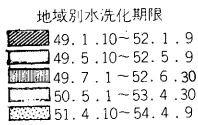
芦屋市の町別の水洗化率と期限が近づいている区域で、まだ水洗化工事をしていないご家庭は、早急に工事をしていただくようお願いいたします。また、水洗化工事に関する、いろいろな支障があつてできない場合があれば、市下水道総務課にご相談ください。

下水道管が布設された区域のご家庭については、台所、風呂、洗面所等の排水は、下水道管に流す工事を、また、くみとり便所は、供用開始日(下水道管が使用できる日)から三年以内に、水洗便所に改造していただく必要があります。浄化槽を利用しているときも、できるだけすみやかに浄化槽を通さないで、直接、下水道管へ流す工事をしていただくようお願いいたします。

なお、今月から、水洗化促進をかねて、各戸訪問による未水洗の実態調査を実施しますのでご協力をお願いいたします。

町別水洗化状況

(昭和51年3月末現在)
全市で71%が水洗化



融資制度決まる

昭和51年度の
中小企業向け

市では、市内中小企業のみならず、対象として融資制度を設けていますが、本年度の融資内容が決定したので、そのあらましをお知らせします

融資対象……芦屋市民で、市内で6か月(近代化資金、無担保無保証人については一年)以上事業を営み、市税を完納している中小企業者

融資限度……▽運転資金二百万円以内▽設備資金三百万円以内▽両方とも四百万円以内▽近代化資金五百万円以内

融資期間……▽運転資金24か月以内▽設備資金48か月以内▽近代化資金60か月以内

利率……▽24か月以内八・〇%▽24か月を超え48か月以内八・二%▽近代化資金八・四%

返済方法……▽運転資金 原則として分割払い(12か月以内の場合は一時払いとすることもできます)

融資保証……芦屋市民で、市内で6か月(近代化資金、無担保無保証人については一年)以上事業を営み、市税を完納している中小企業者

融資保証……芦屋市民で、市内で6か月(近代化資金、無担保無保証人については一年)以上事業を営み、市税を完納している中小企業者

無担保・無保証人で借りられる
こんな便利な制度もあります。申込資格 ⑦市内で一年以上事業を営んでいること。⑧貸付金額が二百万円以内であること。⑨常時使用する従業員が五人以内(商業・サービス業は二人以内)の会社または個人業者(過去一年間、市民税の所得割を納入している納税証明書を提出できること。⑩保証協会に保証残高がないこと。

融資期間……▽運転資金24か月以内▽設備資金48か月以内▽近代化資金60か月以内

信用保証 かならず兵庫信用保証協会の保証がきます。このため保証料がいらす。おおむね

お問合せ 市民福祉部経済課 工祝光保(電話②二二二一内線三二二)

教育のページ

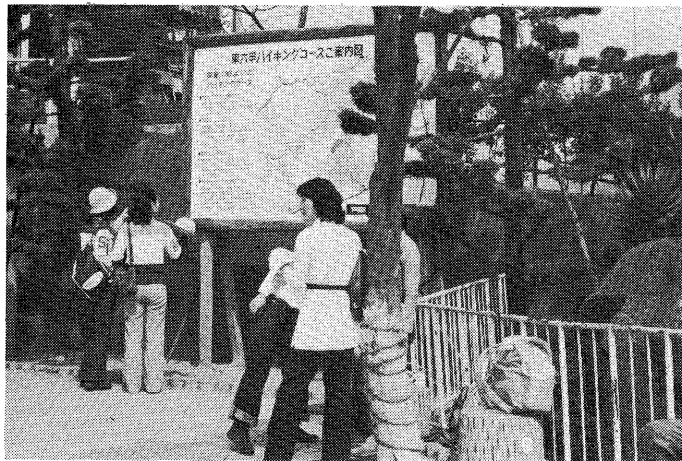


みどり...
緑...みどり

▼川原での家族の楽しい食事もいいものです。それぞれが分担しあって昼食の用意が進められ、自然の中でおたがいの心があたたかく結ばれています。

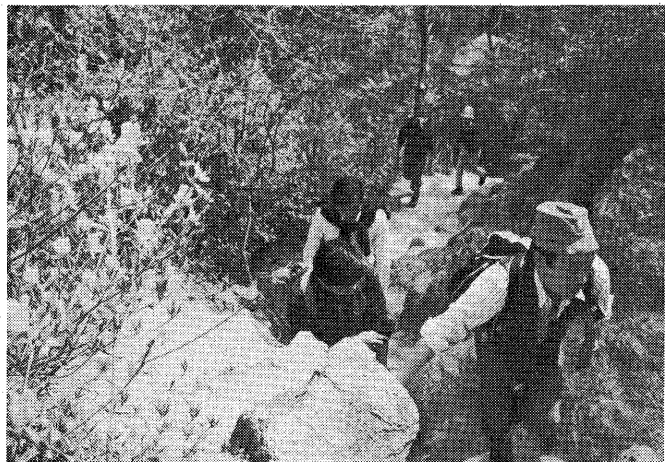


人間は本来、自然とのかかわりぬきでは生きていけません。ところが、物質的な豊かさや精神的な貧しさが生活様式の変化をもたらし、結果的には人間と自然との距離を遠ざけることになりました。自然を愛し、自然の偉大さに尊敬の念を抱くことが、私たち人間の心得ではないでしょうか。五月は新緑の季節です。市民憲章にもうたわれているように、私たち市民は芦屋の自然を愛し、心身の健康を増進するために積極的に戸外へ出て、自然の風物とふれあい身近にある自然を見直しましょう。



▲さあ、歩きましょう。芦屋には「瀬戸内海国立公園六甲地区」に指定された背山があり、恵まれた自然を持っています。

▶学問的に貴重な植物はもろろんのこと、目を楽しませてくれるかわいい花、みごとな花、緑の樹木は市民共通の財産です。



▼自然の中を歩くことは健康づくりのもとです。土の坂道をふみしめて歩くうちに、車社会の中で歩く機会の少なかったことや、歩くことの大切さに気づきます。背山には、たくさんハイキングコースがあり、ユース・ホテルや青少年野外活動センターなどの施設も点在しています。グループの構成や年齢に応じて、お好みのコースをお選びください。



▲どこにもマナーがあります。1歩、自然の中へ足を踏み入れたときも、当然守らなければならないルールがあります。食べ物の残り、あきかん、あきびん、タバコの吸いがらなどは必ず家に持ち帰って処理しましょう。みんなの大切な自然を美しく守ることは、わずかの注意と努力によって容易にできることです。

家庭や学校で教育上の困った問題をもっている子どもについて、指導助言や治療法を研究しながら問題の解決を図ります。原則として週一回行ない、必要に応じて継続します。心理治療、箱庭治療、カウンセリングなどを行ないます。

▼申込み：電話かほがきで芦屋市立教育研究所（精道町七番六号、電話②二二二、内線五〇六・五一）までお申し込みください。申込みの際、本人の氏名、年齢、保護者氏名、住所、連絡方法を（前）にあげたような問題を自分でお知らせください。ご相談の日で悩んでいる中・高生、④その時などは、追ってご連絡いたします。

他（子どもの教育のことについて）

教育相談のご案内
市立教育研究所

さつき 展示会

さつき鉢約300点を展示します。
日時 5月22日(土)～31日(月)
毎日午前9時～午後6時(ただし、31日は午後2時まで)
会場 芦屋公園(浜芦屋町)
なお、23日(日)、30日(日)には無料苗を配布します。

芦屋市民憲章

- わたたくしたち芦屋市民は
- 文化の高い教養豊かなまちをさげましよう
 - 自然の風物を楽しみ、まちを緑と花でつつましよう
 - 青少年の夢と希望をすこやかに育てましよう
 - 健康で明るく幸福なまちをつくりましよう
 - 災害や公害のない清潔で安全なまちにしましよう
- 〈昭和39年5月3日制定〉

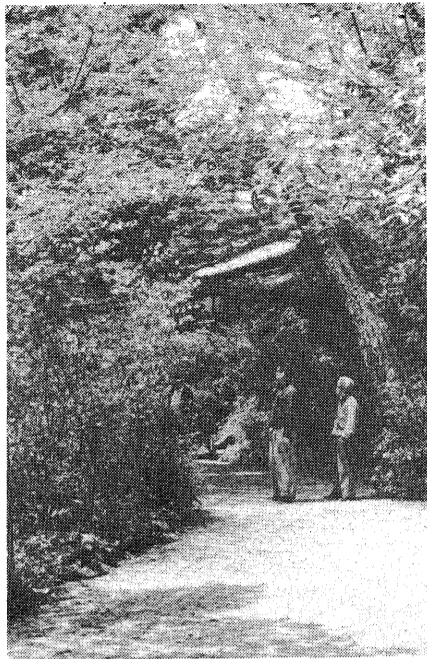
ばらフェスティバル

満開のモンテペロ・バラ園で、ばらを使っている野外アートフラワー展とアメリカからの新種ばら苗のあっせん。
日時 5月15日(土)～16日(日)
両日とも午前10時～午後3時
会場 モンテペロ・バラ園(岩ヶ平公園内)
開催中、毎日先着100名に春の花苗を進呈



バラ園芸相談
5月9日(日)午前10時～正午、岩ヶ平公園内モンテペロバラ園で無料(毎月第2日曜日に行ないます)

くらしのニュース



芦屋神社のつじといえは、近隣の人ならずともご存知のかたは多いでしょう。境内の静かなたたずまいのなか、ひとときわあてやかなコバノミツバツツジ(市花)などめでながら、散歩するなどがいと心楽しいではありませんか。市内にある「あなたの散歩道」を为您推荐ください。連絡先は、市公聴広報課(☎2112)。



Calendar table with columns for dates (5月 to 6月) and events. The table is divided into two main columns. The left column shows dates from 5月1日 to 5月31日, and the right column shows dates from 5月31日 to 6月7日. Each date cell contains a list of events such as medical consultations, health checks, and community activities.

健康センター

☎2121(353)

●胃の集団検診：予約申込制(電話でも可)。随時センターで受付。料金五百円。満35才以上あるは満30才以上で血族にがんまたは潰瘍で死亡された人の受けるかたを受付。妊娠中のかたは受けられません。無料尿検査あり。●預血・献血：対象は満16才、64才の希望者。●子宮がん検診：市内指定産婦人科医院で無料検診。受付は、随時センターで。受診券を発行します。●乳がん検診：市内指定医・病院で受付・受診。料金100円。健康センターでも申込書兼検診票発行。●ツ反・BCG：予防接種つづりの申込用紙・母子健康手帳が必要。

保健所

☎0707

○3才児心の検診：満3才のお誕生日に近い火曜日に、母子健康手帳を持参、受診。○精神衛生相談：ノイローゼ、アルコール中毒等の相談。前日予約。○育児教室：育児についての心得、赤ちゃん体操、離乳食の実演指導。材料費100円。○療育相談：股関節の異常ほかの相談を受付。前日までに予約を。○3才児健康診査：昭和48年4月1日～4月30日出生児対象。母子健康手帳を持参。○婚前・新婚教室：家族計画の実際ほか指導。●その他の健康センター・保健所の事業は、どなたでも予約なし(無料)で受けていただけます。

大型ゴミの収集

Table showing waste collection schedules for large items. It lists collection dates (e.g., 5月5日, 5月10日) and corresponding collection locations (e.g., 業平・前田・清水, 打出春日・茶屋・大榎). The table is organized by collection date and location.

燃えないゴミの収集予定

Table showing the collection schedule for non-combustible waste. It lists collection dates (e.g., 5月3日, 5月7日) and corresponding collection locations (e.g., 宮手・山手, 松ヶ丘・山崎). The table is organized by collection date and location.



